

庁内意見まとめ

内容	該当部分	意見	提出者	回答
調整事項		条例制定後に予定している事業があれば、あらかじめ調整してほしい。	企画計画課	この条例の理念に沿って実施する事業については、関係各課と調整します。
調整事項		条例に規定することについては、実効性が求められるので、総務課審査担当との条文審査の前に、規定しようとする内容の実現可能性について関係各課との調整をよく行うようお願いしま	総務課 法制担当・審査担当	
調整事項		「共生」の基本的な考え方が、総合計画と齟齬が出ないよう、表現を含めて調整をお願いします。	企画計画課	「共生」の考え方については、今回いただいたご意見も踏まえ、総合計画と齟齬が出ないよう、調整します。
調整事項		多文化共生との調整は行っているのか疑問である。「人権」「文化」も「社会的な障壁」の要因と考えているのか。	保険年金課 国民健康保険担当	「人権」「文化」も社会的障壁の要因になりうると考えており、今後、多文化共生推進における検討対象になるものと理解しています。
調整事項	第6条第1号	具体的な指導法や啓発方法についてのビジョンはあるのか。また、どのように学校に伝えていくのか。	学務課 教職員担当	「共生」について学ぶ機会は、現在でもであると認識していますが、より理解を深めるために、関係課を通じて、学校と連携を図りながら、内容について検討したいと考えています。
調整事項	第6条第1号	学習指導要領との関連はどうなっているのか。	教育センター	関係課と調整します。
条例・計画等との関係		市の条例体系を整理する必要があるのではないかな。	企画計画課	この条例と他の条例、計画等との関係性については、各課と調整の上、整理します。
条例・計画等との関係		鎌倉市民憲章、総合計画との関連をうたわなくて良いのか。(条例の中で明記しなくとも、例えば、パブコメするときのアナウンスに入れる必要はないのか。) 「鎌倉市民憲章の本文で、既にその精神的な部分は含めているが、さらに具体的に明文化して推し進めていくため」、などとしておいた方が良いのではないかな。(考えそのものは全く新しいものではなく、市民憲章を定めた昭和48年から市民が気づき、市としても重視していた、とした方が良いのではないかな。)	行政経営課	鎌倉市民憲章との関係は整理し、説明していきます。総合計画との関係は庁内関係課と一緒に整理していきます。
条例・計画等との関係		地域のつながり課では、つながる鎌倉条例の制定に向けた取組みを進めており、市民や市民活動団体等がお互いにつながり、多様化する地域社会の課題を解決することで、活力ある地域社会の実現を目指しています。 「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」とは直接関係する事項はありませんが、行政と市民などのつながりや多様化する社会問題への対応など、必要に応じ情報共有等を図っていきたくと考えています。	地域のつながり課 地域のつながり担当	情報共有を図っていきます。
条例の目的		そもそもの「共生社会」のイメージがはっきりしていない中で、このような条例は必要なのか。	教育指導課	「共生社会」については、この条例の中で定義し、「共生社会」の実現を目指すことを市全体の共通認識とするために、条例を制定します。共生社会についての意識の醸成、共有を目指して、市、市民と共有するための機会をつくっていきます。

内容	該当部分	意見	提出者	回答
条例の目的	前文、第1条、第2条	共生社会を「困難に直面している市民の社会的な障壁を取り除くこと」に主眼が置かれており、また、社会的な障壁が取り除かれた後の状態を共生社会としていますが、そもそも様々な障壁を抱えた市民も含めて共生していくことが共生社会の理念であるべきと考える。	教育総務課 総務担当	様々な違いがある人同士が共に暮らす社会が共生社会であると捉えています。障害=社会的障壁、LGBT=社会的障壁、一人親=社会的障壁ではなく、障害や、LGBT、一人親等であることなど、社会の少数派であるが故に被る困難やハンディキャップを社会的障壁と捉え、その解消を条例の基本的施策として考えています。障害のある人もない人も、LGBTの人も、一人親もその他様々な人々が、ありのままで、共に暮らす社会が共生社会であるというのはご指摘のとおりと考えます。
条例の目的	前文	「障壁」が前面に出すぎていることに違和感を覚える。	教育センター	
条例の目的	第1条、第2条第1号	「何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、全ての市民が多様性を尊重し合い、輝き、互いの力を発揮しながら、」というのは、発想の順序が逆ではないのか。社会的な障壁を取り除かないと、多様性は尊重し合えないのか。市民が多様性を尊重し合えるようになってこそ、社会的な障壁は、困難を抱えた方々だけではなく、全ての市民が共通に認識できる障壁となるであろう。 具体的には、条文として、例えば「この条例は、市民が相互に理解し、多様性を尊重し合うとともに、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を共通認識し、それを軽減しようとすることで、全ての市民がより輝き、互いの力を発揮しながら、…」などとしてはいかがか。	教育センター	社会的障壁を取り除けば共生社会が実現するのか、という点についてはご指摘のとおりと考えます。今後表現と構成を見直します。
条例の目的		・考え方が一方向の見方（方向）になっている感じがする 条文に「支援する」「取り除く」との表記が数多くある。確かに、これは大切なことであると思う。同時に、逆方向の視点、それを「乗り越える」「乗り越える力を育む」等も必要と思うが如何か（それが文面から感じにくい）。 もう一つの観点として、「違い」を知った上で「そのまま違いを残す」視点もあるのではないかと考える。それは、現状をそのままにする或いはほったらかしにするの意味ではなく、違いを知った上で、また、違いを認めるからこそ、違う状況である他者を互いに尊重して共存する、つまり、それを取り除く必要がある異端としてではなく個性として捉えていく、との考え方である。「支援する」との行間等の中に、既に含んでいるのかも知れない。しかし、その点ももう少し明確化する方法もあるのではと思う（表現が難しいとは思いますが）。	学務課	例えば、ムスリムの生徒がいると仮定して、その子や家庭の宗教的、文化的背景を理解尊重し、例えば給食ではなく持ち込みの弁当を認める、礼拝の時間を認めることで、ムスリムとしてのその子の学校での過ごし辛さを軽減、解消するための思いやりや配慮のことを社会的障壁の解消と言っています。 ムスリムであるという違いはそのままであり、個性として捉えていくという点でもご指摘のとおりです。違いは違い、個性は個性のまま生きていくうえで必要となる、周囲の思いやりや配慮を社会的障壁の解消と表現していますが、誤解や曖昧な理解につながらないよう、表現について見直します。

内容	該当部分	意見	提出者	回答
条例の目的	前文	<p>条例案前文6行目の規定中「…様々な困難に直面します」は、果たして断言できるか。直面しない場合や、仮に直面しても困難と思わなければ困難とはならないのでは、と思うところである（「直面することもあります」等々では如何か）。</p> <p>同8行目の規定中「私たちと社会との間の障壁をなくして」との表記。私たちと社会は別存在であるとの表記になっていると感じる。しかし、そうであろうか。社会とは、「私たち」或いは「私（個）」の集合体で成り立つものであって、そのことから「私たち」と「社会」は同意語であり、私たちと社会を区分するものの存在は考えにくい（私たち自身が社会生活の中において、意識的又は無意識的につくっている障壁はあり得る）。また、障壁があるのであれば、なくすだけでなく、前述したようにそれを乗り越えること或いはその存在を意識したうえで対応すること、との視点も必要ではないかと思う。</p>	学務課	ご指摘を踏まえ、表現について見直します。
条例の目的		<p>骨子案の3項目の最終行「流動的なものであると考えています」の部分。主語が不明確と感じる。流動的なのは人なのか、困難なのか、或いは両方なのか。接続詞の「また、」以前から、「困難に直面している人⇒流動的なもの」と読み取るのかと思うが如何か（だとすれば、意味がよく伝わらないと感じる）。いずれにしても、「流動的である考える」は現状の状況分析であって、条例の基本的な考え方の結びとしての表記としては、「だから、このようにしたい」「この方向性を考えていく」等とすべきと考えるが如何か（その視点で考えると、「社会的な障害を取り除く…」と「流動的なもの…」の部分を入れ換えれば、条例の考え方としての結びにはなると思う）。</p>	学務課	ご指摘を踏まえ、表現について見直します。
条例の目的		「全体に向けた支援」が当たり前にあり、「全体の支援では不十分な場合の個別の支援」の二段階を目指すイメージなのではないかと思うが、条例からは「個別の支援」の保障のみを強く感じる。また、何を基準に個別の対応にするかが見えない。	教育指導課	ご指摘を踏まえ、構成を再検討します。個別の対応基準は、この条例の理念、基本的施策を受けて、個別に対応が検討されることになります。
条例の目的		市が行うことばかりで、市民も主体性を持って共生社会の実現に取組むのだという意識が持てるような内容が盛り込めると良いと思う。	生活福祉課 援護担当	市民が主体性を持って共生社会の実現に取組むよう、あるいは既に市民が行っている取組みを後押しできるよう、働きかけるのは市の役割と認識していますが、ご指摘を踏まえて表現を見直します。
条例の目的		「障害者、一人親世帯、子ども、高齢者、LGBTなど特定の分野ではなく」、とあるが、本文を読んでいると、どうしても障害者への支援というイメージが強い。	教育指導課	社会的障壁の解消が強く打ち出されているためと思います。
条例の目的		困難に直面した人のために、という考え方で制定するという印象がある。	教育指導課	共に生きる社会をつくるという面を出していきます。
条例の目的		「3条例の基本的な考え方」のなかで、「『社会的な障壁』を取り除くことが必要である」とあるが、誰が、どのようにするのか。条例案の第1条や、2条にもあるが、主体がはっきりしていない。市民に考えろ、やりなさいというのであれば、それは、条例としてどうなのか。まず、市がどのようにしますという部分も必要ではないか。	教育指導課	社会的障壁の解消は市だけでできるものではないと考えますが、市、市民、事業者が連携協力して取組むことができるように働きかけや支援をするのが市の役割であると考えています。

内容	該当部分	意見	提出者	回答
条例の目的		「(2) 目的」のなかで、何らかの今年に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くことで、とあるが、社会的な障壁を取り除くことも大切だが、取り除くことで共生社会を実現するだけでなく、もう少しソフト面、市民の心や思いを掘り起こすことも必要だと思う。	教育指導課	社会的障壁を解消するのは思いやりであり配慮であると考えていますが、ご指摘を踏まえて表現を見直します。
条例の目的		本条例案では、障害者等に限らず、何らかの困難に直面している全ての市民が対象になっていると読み取れる(第2条関係)が、本条例での理念である「共生」を明確にするために、具体的に「社会的な障壁」とは?について定義をするか、または「社会的な障壁を取り除くための施策を実施するにあたっては、公共の福祉に反しないことを第一とする。」など基本的人権と社会的利益の間の矛盾、衝突を調整する実質的公平こそが「共生」であることを明記したほうがよいのではないかと思う。	保険年金課 国民健康保険担当	
条例の目的	第2条、第4条	<p>○ 条例案では、性的少数者等に限らず、広く、何らかの困難に直面している市民に対する社会的な障壁を取り除くための施策を実施することが市の責務となっている。</p> <p>○ こどもみらい部では、保育所の建設等を行っているが、住環境への影響(騒音、交通渋滞など)を懸念して、建設に反対する住民もいる。また、現に運営している保育所で、特別な活動をしていない時でも、子どもたちの声がうるさいという苦情も入る。</p> <p>○ 本条例案だけを読むと、これらの住民も、この「何らかの困難に直面している市民」に該当するのではないか。</p> <p>○ その場合、市として、保育所の建設を断念することや、保育所の運営に規制を掛ける(子どもを外で遊ばせない等)ことが責務になってしまうのではないか。</p> <p>○ 当然、待機児童対策等の社会的ニーズ、子どもの発育への観点から、事業の実施課として簡単には譲れないケースも多い。</p> <p>以上より、次のような検討が必要ではないか考える。</p> <p>(案①) 第4条で、単純に「実施する」とするのではなく、例えば、「利害関係者相互の立場をしっかりと確認し、実現可能な施策を実施する」など、単純に声が大い人だけの意見が反映されないような建付け</p> <p>(案②) 全ての市民の納得が得られなかったとしても、優先して取り組むべき事項(こどもみらい部で言えば、子育て環境の整備)をしっかりと定義する。</p> <p>(案③) 何らかの困難に直面している市民全て、ではなく、現在社会問題になっている、性的少数者、障害者、何らかのマイノリティを対象に限る。(対象の拡大は当然検討課題)</p>	こども支援課 こども施設担当	この条例では、「困難」の対象を制限せず規定しているため、多様な「困難」を対象とする可能性があります。多様な考えが存在すること、それを主張できることも「共生」の大事な要素であるため、市民それぞれが感じる「困難」を狭めることは、適当ではないと考え、相互に調整を図りながら、妥協点を見つけていくことで、「共生」を実現したいと考えます。
実効性の担保	第11条第2項	「～、第3条の基本理念の視点を含めて評価する」とあるが、どのような評価を想定しているか。	企画計画課	各行政計画におけるPDCAサイクルにおいて評価されることを想定しています。

内容	該当部分	意見	提出者	回答
実効性の担保	第4条	市の責務として「施策を総合的かつ計画的に実施する」とあるが、事業の優先度を見極める視点は含んでいるのか。第4条を盾に、「優先度が低いから実施できない」のはおかしいといわれるのではないかと心配である。	行政経営課	条例において事業の優先度を見極める視点は含んでいません。条例である以上規定したことはやるというスタンスですが、実際には事業の優先度は個別の行政計画や事業計画において検討することになると認識しています。
実効性の担保	第9条	推進体制の整備として(1)～(3)まで記させているが、市としての施策のマネジメント、コーディネートする方策をどうするか。 第4条で記されているが、ここを受けて第9条において記載する必要があるか？ 第11条で総合計画及び関連計画の中に共生社会の視点を盛り込み、その視点に基づき評価していくこととされているが、第4条にある「…総合的かつ計画的に実施する…」ために推進体制を整備する必要があると考えるがいかかか。 そのために、共生社会推進検討委員会は、条例制定後どのような役割、権能を持つことになるのか。	腰越支所	条例の理念に沿った事業実施は基本的には各課が所管する行政計画の中に位置づけ、実施し、マネジメントするとの整理にしています。しかしながら、市の共生施策全体がどのように進んでいるのかを把握する必要はあるとも認識しています。共生条例がカバーする範囲は非常に広いことから、個別事業の進行管理まで一括管理することは難しく、また原課との二重管理を避ける意味でも考えていませんが、共生の考え方が行政計画に反映されているか、事業評価に反映させる仕組みとしているか、職員意識の向上に向けた取組はされているかなどマネジメント面での確認は可能ではないかと考えています。この部分については庁内検討委員会において担当することを考えています。また、この点における共生社会推進検討委員会の役割については今後の検討課題としています。
実効性の担保	第12条	第12条（財政上の措置等）全文を削除。 理由：第4（市の責務）「市は、基本理念に則り、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」と記載があることから、財政上の措置についても、総合的かつ計画的に実施することが前提であるため、第12条の規定は不要と考える。	財政課	関係課と調整します。
市の施策		「（6）基本施策 ア意識の形成と理解の促進」、条例案第6条、「学校教育」の前に、「家庭教育」を追加してはどうか。	教育指導課	家庭における教育の重要性については理解していますが、条例においては社会教育その他の教育の場との表現に含めたいと考えています。
市の施策	第8条第2号	この条文は非常に重要かつ実現が困難な部分と認識しており、この条文に沿った取り組みが推進されることを熱望します。ここは、市民生活部地域のつながり課がしっかりと取り組み、ビジョンを提示していかなければいけないところですが、現状ではまだその道のりが厳しい状況にあるのが現状です。健康福祉部が進める「地域包括ケアシステム」「協議体」と地域づくりをどのように結び付け、一体的な取り組みをどう構築していくのか、高齢者いきいき課、地域共生課と地域のつながり課との連携、調整が望まれるところです。また、支所廃止後に設置が想定されている「（仮）地域支援担当」もまたここに絡んでいく必要性を痛感しているところです。	腰越支所	条例で規定する内容をどう具体化するかについては、関係課と連携し、進めていきます。

内容	該当部分	意見	提出者	回答
市の施策	第10条	「災害時への対応」についての記載内容について以下のように、自助、共助、公助の重要性を含んだ内容に変更をお願いしたい。 「市は、災害時への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助の重要性の啓発を行うとともに、前4条の趣旨に則り、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民に対して、支援者の身の安全についても考慮したうえで多様性に配慮した支援が行われるよう、体制の整備に努めるものとする。」	総合防災課 防災担当	関係課と調整します。
その他の施策		第6条（追加）「(1) 市職員は、研修等を通じ共生社会について理解を深め、業務に反映するよう努めるものとする。」 (理由) 市職員も市民と同様に共生社会に関する意識を理解促進していく必要があると思追加しました。なお、条文の内容、追加する場所等については、精査していただく必要があると思います。	腰越支所	条例の理念について、市職員が理解を深め、業務に反映させていくことは、重要であり、取り組むべきことと考えます。 しかしながら、この条例は、共生社会を実現するために、市、市民及び事業者の責務及び役割を定めるものであり、市職員の義務を定めることは、馴染まないため、「支援の質の向上」に含めて、取組を進めたいと考えています。
文言の整理		この条例が老若男女、一人親、LGBTなど、特定の分野に限ることなく様々な困難を抱えた人たちのためのものであるなら、「LGBT」「ユニバーサルデザイン」など略称やカタカナ語には「LGBT（性的少数派）」といったわかりやすい表記にすべきではないか。	教育指導課	
文言の整理	第1条	～かかる市の責務を明らかにし⇒市の責務及び市民・事業者の役割を明らかにし	高齢者いきいき課 いきいき福祉担当	
文言の整理	第2条第3号	2号市民の定義では、「鎌倉市内」3号事業者では「市内」となっており、表記の統一を。	障害福祉課 障害者雇用担当	
文言の整理	第3条第3号	「安全で安心した環境」とあるが、「安全で安心できる環境」若しくは「安全で安心な環境」の方が読みやすいのではないか。	障害福祉課 障害者雇用担当	
文言の整理	第3条第4号	「合理的配慮」の記述は、障害者差別解消法の考え方に沿っているもので、障害者以外にあまり使用しないと思われる。また社会への浸透具合は残念ながら十分とはいええず、法の条文やリーフレットを引用するなど明確にした方が、より市民にとってわかりやすいものになるのではないか。	障害福祉課 障害者雇用担当	ご指摘を踏まえながら、今後文言を整理します。
文言の整理	第3条第4号	「合理的配慮」を第2条で定義するべきではないか。	高齢者いきいき課 いきいき福祉担当	
文言の整理	第4条	「かつ計画的」といながら、実施計画を策定しないのはいかがなものか、「かつ計画的」は削除すべきではないでしょうか。	保険年金課 国民健康保険担当	
文言の整理	第6条	「意識を市民に浸透させ、理解を促進する」という文章は市からの一方的な押し付け感がある。「市民への意識の浸透と理解の促進を図る」など少しやわらかくしてはどうか。	障害福祉課 障害者雇用担当	
文言の整理	第7条～第9条	各号の文末に「努めること」のある条文とない条文が混在している。一般的にはない条文の方が市として強い意志を表していると考えられるので、記載の順番などについて見直したほうがよい。	障害福祉課 障害者雇用担当	

内容	該当部分	意見	提出者	回答
文言の整理	第8条第2号	「住民」という言葉がここにだけ使われている。「市民」若しくは「市民と事業者」となるのではないか。	障害福祉課 障害者雇用担当/ 高齢者いきいき課 いきいき福祉担当	ご指摘を踏まえながら、今後文言を整理します。
文言の整理		基本理念(4)の「市民は、何らかの困難を有するときは、立場、年齢、性別、その他の様々な違いに関わらず・・・」とあるが、生活困窮者の置かれた状況を“違い”という言葉で表現することに違和感がある。	生活福祉課 援護担当	
文言の整理		〇〇しあい、△△し合い、が混在しているため、統一した方が良い。	生活福祉課 援護担当/ 教育指導課	
文言の整理	前文	・「私たち」という言葉が7回も使用されている。「市民からの自発的な意志による共生」という理念を打ち出すためだとは思いますが、ややくどく感じる。 ・「互いに尊重しあい、～」の部分は、「互いに尊重しあい、支えあいながら」のみでよいのではないか。読んでいる者からすると、語の並列は冗長な印象を与えられる。 ・「道のり」「道標」は大げさな表現	学務課 教職員担当	
文言の整理	前文	4行目「できます。」と限定的に言ってしまうと、障壁がないようなイメージになるので、「可能です。」に変更したほうが良いのではないのでしょうか。	保険年金課 国民健康保険担当	
文言の整理	前文	16行目 安心して生涯暮らせる⇒安心して生涯暮らすことができる	教育指導課	
文言の整理	第1条	安心して暮らし、過ごすことのできる共生社会を実現するため、かかる市の責務を… ⇒同様の意味合いの言葉が重なっていませんか。(第2条にも) 「かかる」は必要でしょうか	教育指導課	
文言の整理	第1条、第2条第1号	「輝き」は必要なのか? 「安心して暮らし、過ごすことのできる」も、「安心して生活することのできる」でよいのではないか。	学務課 教職員担当	
文言の整理	第3条	安全で安心した環境⇒安全で安心できる環境	教育指導課	
文言の整理	第6条	「市は、共生社会に関する意識を市民に浸透させと共有し、さらに理解を促進するため、～」(理由) 共生社会に関する意識は、市も同時に持ち合わせていくことが前提であり、市が市民に意識を浸透させるといった姿勢よりも、一緒になって意識を共有していくべきではないかと考えます。	腰越支所	
文言の整理	第6条	参画参加⇒参画だけでもよいのでは	教育指導課	
文言の整理		「外国籍の人」⇒外国につながる人(外国籍だけでなく、日本国籍でも、外国にルーツがあり、困っている方はたくさんいます)	教育指導課	
条例の構成	第6条～第9条	条例骨子においては、同条が基本的施策であることが明確であるが、条例案では各条が列記になっており4つの基本的施策を定めていることがわかりづらい。	障害福祉課 障害者雇用担当	